

6 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(秘密保持義務)

第三条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第四条 再調査委員会に、委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 再調査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 再調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 再調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第六条 再調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は当事者若しくは関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第七条 再調査委員会の庶務は、県民生活部において処理する。

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(人権・青少年男女参画課)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例をこのに公布する。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福田富一

栃木県条例第四十三条

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 学級の編制に関する基準（第五条）

第三章 職員に関する基準（第六条）

第四章 設備に関する基準（第七条—第九条）

第五章 運営に関する基準（第十条—第十二条）

第六章 設備及び運営に関するその他の基準（第十三条—第二十九条）

第七章 雜則（第三十条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第一条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（基準の目的）

第三条 この条例で定める基準は、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成される」とを保障するものとする。

（基準の向上）

第四条 知事は、栃木県子ども・子育て審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、この条例で定める基準を超えて、その学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させるよう勧告することができる。

2 県は、この条例で定める基準を常に向上させるよう努めるものとする。

第二章 学級の編制に関する基準

第五条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

第三章 職員に関する基準

第六条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもつて代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、

それぞれ同表の下欄に定める員数を合算した数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下つてはならず、かつ、園長が専任でない場合は、原則として当該合算した数を一人増加するものとする。

園児の区分	員数
一　満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二　満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三　満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四　満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

一　この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項の登録（以下「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

二　この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

4　幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第二十七条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、この限りでない。

5　幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

一　副園長又は教頭

二　主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

三　事務職員

第四章 設備に関する基準

（園舎及び園庭）

第七条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2　園舎は、二階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情があるときは、三階建て以上とすることができる。

3　乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は、一階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を二階以上の階に設けることができる。

4　前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積

二 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいかずれか大きい面積

学級数	面積
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積

口 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第八条 園舎には、次に掲げる設備（第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ相互に兼ねることができ

る。

- 一 職員室
- 二 乳児室又はほぶく室
- 三 保育室
- 四 遊戯室
- 五 保健室
- 六 調理室
- 七 便所
- 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下つてはならない。
- 3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第二十七条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことがで

きる。」の場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱・保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。」の場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第一項各号に掲げるもののほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

- 一 放送聴取設備
- 二 映写設備
- 三 水遊び場
- 四 園児清浄用設備
- 五 図書室
- 六 会議室

(園具及び教具)

第九条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

第五章 運営に関する基準

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 每学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、二十九週を下つてはならないこと。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（以下「教育時間」という。）は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満三歳以上の保

育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。次項において同じ。）は、一日につき八時間を原則とする」と。

- 2 前項第三号の教育及び保育の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

（子育て支援事業の内容）

第十一條 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし、当該地域において実施することが必要と認められるものを保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。この場合において、幼保連携型認定こども園は、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

（掲示）

第十二条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

第六章 設備及び運営に関するその他の基準

（履修困難な教科についての配慮）

第十三条 園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科（国語、社会、算数、理科、生活、音楽、图画工作、家庭及び体育をいう。）は、その園児の心身の状況に適合するよう課さなければならない。

（基準と幼保連携型認定こども園）

第十四条 幼保連携型認定こども園は、この条例で定める基準を超えて、常にその学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 この条例で定める基準を超える幼保連携型認定こども園においては、当該基準を理由として、その学級の編制、職員、設備又は運営の水準を低下させてはならない。

（幼保連携型認定こども園の一般原則）

第十五条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮とともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、その運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園には、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

（非常災害対策）

第十六条 幼保連携型認定こども園は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、法第二十七条规定する学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十七条の計画（以下「安全計画」という。）及び同法第二十九条第

一項に規定する危険等発生時対処要領（以下「危険等発生時対処要領」という。）において、周辺の地域の環境及び園児の特性等を踏まえた園児の安全の確保のための体制及び避難の方法等を具体的に定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、安全計画及び危険等発生時対処要領に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに園児の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、園児等に周知しなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

4 幼保連携型認定こども園は、前項の訓練のうち避難及び消防の訓練は、毎月一回以上行わなければならない。

5 幼保連携型認定こども園は、安全計画及び危険等発生時対処要領を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

（幼保連携型認定こども園の職員の知識及び技能の向上等）

第十七条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準）

第十八条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を、他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねさせることができ。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準）

第十九条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を、他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねさせることができ。ただし、保育室等については、この限りでない。

（園児を平等に取り扱う原則）

第二十条 幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用負担の有無によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第二十一条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第二十二条 園長は、児童福祉法第四十七条规定により懲戒に關し園児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはなら

ない。

(人権の擁護等に関する措置)

第二十三条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(食事)

第二十四条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第十九条の規定により当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項に定めるもののほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。

5 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(秘密保持等)

第二十五条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十六条 幼保連携型認定こども園は、その行つた教育及び保育並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、その行つた教育及び保育並びに子育ての支援について、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

(幼保連携型認定こども園の設備の基準の特例)

第二十七条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、第二十四条第一項の規定にかかるわらず、当該幼保連携型認定こども園の満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

- 一 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が衛生面、栄養面等に関し業務上必要な注意義務を果たし得る体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる等栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三 当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に関し調理業務を適切に遂行できる能力を有する者を調理業務の受託者とすること。

四 園児の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができること。

五 食を通じた園児の健全な育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じ、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(保護者との連絡)

第二十八条 園長は、園児の保護者と常に密接に連絡をとり、教育及び保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(位置等)

第二十九条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを行なわなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

第七章 雜則

(規則への委任)

第三十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第二条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年間は、第六条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいふ。以下同じ。）の職員配置については、なお従前の例による。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第七条から第九条までの規定にかかわ

らず、当分の間、なお従前の例による。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

第三条 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第六条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「有し、かつ、」とあるのは、「有する者又は」とする。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第四条 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る園庭の面積は、第七条第七項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

2 前項の当該幼保連携型認定こども園に係る園舎に備えるべき次の各号に掲げる設備の面積は、第八条第六項の規定にかかわらず、当分の間、当該各号に定める面積以上とする。

一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

第五条

施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る園舎の面積は、第七条第六項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一一・九八平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める面積

イ 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

ロ ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

ハ 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて
得た面積

2 前項の当該幼保連携型認定こども園に係る園庭の面積は、第七条第七項の規定にかかわらず、当分の間、三・三平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積以上とする。

第六条 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第七条第七項第一号の面積以上のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(ハ)とも政策課)

栃木県いじめ問題対策連絡協議会条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

栃木県知事 福田富一

栃木県条例第四十四号
栃木県いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第十四条第一項の規定に基づき、いじめの防止等（同法第一条に規定するいじめの防止等をいう。）に関する機関及び団体の連携を図るため、栃木県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 協議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、県の職員、関係行政機関の職員、関係団体を代表する者及び学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。